

「大学発新産業創出プログラム（事業プロモーター支援型）」の
審査・選考に関する利益相反の考え方について

平成24年2月23日制定

平成27年4月1日改訂

大学発新産業創出プログラム（事業プロモーター支援型）の審査・選考に関する利益相反の範囲及び運用については、次のとおりとする。

（範 囲）

- (1) 委員が代表権を有する又は長を務める機関からの提案の場合
- (2) 委員が、事業プロモーター候補として提案の中に含まれる場合
- (3) 委員が所属する組織の構成員が、事業プロモーター候補として、提案に含まれている場合
- (4) 委員が提案機関等に出資している場合
- (5) 委員が提案機関等の社外取締役、投資決定委員、アドバイザー等となっているなど、当該機関との強い関係が認められる場合
- (6) 委員自らが提案内容に対して、中立・公正に審査を行うことが困難であると判断する場合
- (7) その他、委員が中立・公正な審査を行うことが困難であると、科学技術振興機構が判断する場合

（中立・公正に審査を行うことが困難であると判断する場合の例）

- ・ 委員が、関係者として提案の中に含まれる場合
- ・ 委員が、事業プロモーター候補と、親族関係、もしくはそれと同等の親密な個人的関係や密接な師弟関係となっている場合 等

（運 用）

- ・ 委員は上記に留意し、利益相反の事実あるいは可能性がある場合には速やかに申し出るとともに、審査の対象となる機関と利害などが関係する委員については、当該機関からの提案に関する審査・評価（書面審査、ヒアリング審査）を行わないこととする。
- ・ 特に、「委員が、事業プロモーター候補として提案の中に含まれる場合」については、全ての機関の審査・選考を行わないとともに、委員を辞退する。
- ・ 委員会においても当該事案に関する個別合議の際は退席し、議論や判断に加わらないこととする。ただし、委員長については、会議の統括のため、退席の必要はないが、質疑や審査を控えることとする。